

1

平成25年度 遺跡整備・景観合同研究集会
計画の意義と方法
 個別計画から地域計画へ

千葉大学大学院
 池邊 このみ



2

これからの文化財行政をめざすもの
 一実効性のある計画策定のために一

- 治外法権からの脱出
- 守りの計画から攻めの計画へ
- 各種の関連計画の動向を踏まえた連携体制の確立
- 地方自治体のサステナビリティ強化のための資産としての文化財→総合計画への位置づけ
- 文化財行政を推進するための人材育成、資金獲得

3

文化的景観の計画管理

- 従来の文化財における保存管理計画が源
 「計画」とはいても、プランニングでも
 マネジメントでもない
- 景観法以降、とくに文化的景観では、都市計画や建築計画の手法をもちいた建築規制や景観保全のための計画が主に
- 対象区域が敷地より拡大はしたものの景観だけを対象とした行為規制等の建築物や広告物、土地利用を対象とした規制誘導レベル、しかも条例等で担保能力がない

4

文化的景観の実態

- 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(文化財保護法第二条第一項第五号より)
 平成25年11月1日現在、全国で38件
- 初期には、平成12年度～平成15年度に、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」によるものが多かったが、近年、平成17年度～平成19年度に、「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」に伴い、農林水産業等の第1次産業に関連するもののみならず、都市等に展開する第2次産業・第3次産業に関連するものもの認定が増加

5

(表1) 既認定の重要文化的景観 (平成22年3月現在)

名称	所在地	認定年月日	認定基準								
			1	2	3	4	5	6	7	8	
アイヌの伝統と近代開拓による砂流川流域の文化的景観	北海道砂流郡 平取町	H19.7.26	○	○	○	○	○	○	○	○	●
池野荒川高瀬劇場	岩手県池野町	H20.3.28 H20.2.12追加	○								●
一関本町の農村景観	岩手県一関市	H18.7.28	○								●
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	H22.2.22	○								●
機物の棚田	長野県千曲市	H22.2.22	○								●
近江八幡の水郷	滋賀県近江八幡市	H18.1.26 H18.7.28追加 H19.7.26追加	○	○	○						●
高島市海岸・西浜・堀内の水辺景観	滋賀県高島市	H20.3.28	○								●
宇治の文化的景観	京都府宇治市 福島県喜多郡 上野町	H21.2.12 H22.2.22	○								●
機物の棚田	愛知県守山市	H19.7.26	○								●
遠く本原庄の牧場	高知県高岡郡 高岡町	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	○	●
四方十川流域の文化的景観 上流域の生業と流通・往来	高知県高岡郡 高岡町	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	○	●
四方十川流域の文化的景観 上流域の山村と流通・往来	高知県高岡郡 高岡町	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	○	●
四方十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県高岡郡 高岡町	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	○	●
四方十川流域の文化的景観 産地集積の山村	高知県高岡郡 高岡町	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	○	●
四方十川流域の文化的景観 中流域の山村と流通・往来	高知県高岡郡 高岡町	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	○	●
産地の集積	長崎県平戸市	H20.7.28 H22.2.22追加	○								●
平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	H22.2.22	○								●
滝川用水と白糸台地の棚田景観	熊本県上益城郡 山都町	H20.7.28 H21.7.28追加 H22.2.22追加	○								●
小畠田の里	大分県日田市	H20.3.28 H22.2.22追加	○	○	○						●

6

重要文化的景観認定基準

一 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- 養殖いかだ・海苔びびなどの漁ろうに関する景観地
- ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

7

採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の類型 - 1

景観	分類	景観の類型	
		大類型	小類型
市街地景観	I. 計画的都市・居住空間	A. 町割の計画的な街並みとなっているもの	ア 都城制・条坊制など古代の地割が基盤となって形成される現在の都市景観
			イ 中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観
			ウ (特に近世) 城下町が基盤となって形成される現在の都市景観
			B. 計画的な街並み整備に基づくもの
			ア 既成市街地の整備によるもの
	イ 計画的な市街地整備によって新たに形成されたもの		
	ウ 計画的に敷設された大通り		
	C. 都市外に開発された居住空間	ア 郊外居住空間	
		イ 別荘地	
		ウ 郊外に開発された居住空間	
エ 別荘地			
オ 遊憩地			
街区・界隈・場	A. 主に生業に関する街区・界隈・場	ア 一定の街区に集積する同種の商業活動によって形成される商業景観	
		イ 市場の景観	
		ウ 問屋の景観	
		エ 商店街等の景観	
		オ 盛り場・遊憩地	
	B. 主に生活に関する街区・界隈・場	ア 通り、路地、並木・塀など、「道」と区別される「街路」や「広場」によって形成される街区や場の景観	
		イ 学校、公園、博物館、神社など特別な機能を有する公共建築物・工作物等によって形成される街区や場の景観	
		ウ 都市内の居住空間	
		C. その他の街区・界隈・場	
		ア 伝統的な情緒や雰囲気を受け継ぐ景観	
イ 看板建築群・倉庫群など、特徴的な機能や意匠を有する建築物・工作物によって形成される場の景観			

8

採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の類型 - 2

景観	分類	景観の類型	
		大類型	小類型
産業景観	II. 産業集積地域	A. 鉱業・エネルギー産業集積地域	ア 採石場とその跡地利用によって形成される産業地の景観
			イ ダムやエネルギー産業によって形成される産業地の景観
			B. 製造業集積地域
			ア 全国的な経済基盤となった大規模製造業施設(群)によって形成される産業地の景観
			イ 地域の経済基盤となった加工・製造業施設(群)によって形成される産業地の景観
	ウ 伝統産業によって形成される集住・産業・街区景観		
	C. その他各種産業集積地域等	ア 港湾・漁港の景観	
		イ 遊楽地(温泉地・歓楽街・遊園地等)の形成とともに発展した景観	
		ウ 街道など道路によって形成される景観	
		エ 路面電車や鉄道、船、ロープウェイやケーブルカー等によって形成されるネットワークと結節の景観	
オ 橋梁、河川施設、水上交通、都市内の用水によって形成される景観			
III. ネットワーク景観	IV. 連結(ネットワーク)	ア 海峽景観	
		イ 海峽景観	
		ウ 海峽景観	
		エ 海峽景観	
		オ 海峽景観	
複合景観	V. 複合	ア 鉱工業・産業系	
		イ 河川流域系	
		ウ 陸上交通系	
		エ 河川流域系	
		オ 陸上交通系	

9

世界重要農業遺産システム GIAHS

Globally Important Agricultural Heritage Systems

- 世界の農文化的遺産システムを保護し支援するため、FAO(国際連合食糧農業機関 Food and Agriculture Organization of the United Nations)は2002年、世界重要農業遺産システム(GIAHS)の保護及び適応管理のためのイニシアティブを開始
- イニシアティブは世界重要農業遺産システム(GIAHS)の世界的な認知、動的な保護、適応管理、また、世界中で農業的生物多様性、知識システム、食と暮らしの安全及び文化を保護し支援するための礎を築くことを目的としている。

10

GIAHSの動き

- 2013年5月現在、アンデス農業(ペルー)、イフガオの棚田(フィリピン)、マサイ族の放牧(ケニア)、万年の伝統稲作(中国)など25地域が認定
- GIAHSイニシアティブは、これまでにペルー、チリ、中国、フィリピン、チュニジア、アルジェリア、ケニア、タンザニアのパイロット地区を特定
- これらのパイロットシステムでは、システム及びその構成要素の存続と適応管理において、国と地元の関係者を支援するため、動的な保護管理アプローチが開発され、また実施される見込み

11

認定GIAHS

A.チロロ農業/チリ
チリの南に位置するチロロ群島は、生物多様性の宝庫であり、ばれいしょの原産地のひとつとしても知られています。先住民のチロロ、ウリーチェ族、メスティソの人々によって、およそ200種の地域固有のばれいしょが現在でも生産されており、その先祖伝来の慣行は、主に女性により何世代にもわたって伝承されています。

B.アンデス農業/ペルー
ペルーのアンデスは、ばれいしょの主要な産地とされています。農家はばれいしょ畑の周りに溝を掘り、そこに水を溜めておきます。昼間の日射で温められた水は、風流の下がる夜間に霧状に蒸らされた水に混ざるので、これは、何世紀にもわたって続けられてきた、海拔4,000mの厳しい環境に適した理想的な農業システムです。

C.イフガオの棚田/フィリピン
フィリピンイフガオの傾斜地にある棚田では、水資源の共有、海拔1,000mの環境にも耐えられる水稲品種の育種によって、巧みにかんがいシステムが発展してきました。この棚田は何世代にもわたるイフガオ農民の努力の結果なのです。なお、イフガオの棚田は、ユネスコの世界遺産にも登録されています。

12

認定GIAHS

D.カシミールのサフラン農業/インド
カシミール地方では固有のサフラン栽培地が2500年以上受け継がれており、現在も17,000家戸が取り組んでいます。カシミールのサフランはカカロチノイドの含有量が高く、サフランライスや鎮痛作用のある生薬として使われています。生産性や研究開発能力、マーケティング、品質と価格の向上、道徳などの取り組みを積極的に進めています。

E.マサイの伝統/タンザニア/ケニア
タンザニア/ケニアに暮らすマサイ/タバド族は、先住民の間に古くから伝わる慣習や伝統、知識をもとに、長く牧畜農業を営んできました。現在もマサイ/タバド族の人々は、民族に伝わる知恵や地場における経験を生かしながら、社会や環境の変化に適応しています。

F.マグリブのオアシス/アルジェリア、チュニジア
アルジェリアとチュニジアにまたがるマグリブのオアシスは、厳しい天候の中、何千年にもわたって発展してきた多様性豊かで生産性の高いシステムです。ここでは、かんがい施設に支えられたナツメヤシが大半を占める中、多様な樹木や作物が共存し、驚くほどさまざまな果物や野菜が生産されています。

13

認定GIAHS

G.水田養魚/中国
2000年程の漢王朝時代の土壌には、溝から水田に流れ込む水の調節がされています。養魚田の水田農業システムでは、田魚が水田の管理や雑草を食い、代肥料となるなど、地産地消のサイクルにつながっています。田魚は日々の食料として、また、観光資源として、この地域でさまざまな役割を担っています。

H.ハニ族の棚田/中国
少数民族ハニ族の棚田は山間に作られています。農家はより上は森林と利用され、麓より下は棚田が形成されています。貯水塔がないにもかかわらず、給水量が豊富なことによって支えられます。森林、棚田、川谷との自然と人間の調和が、特有の農業景観や環境保全、豊かに保たれている景観を特徴づけています。

I.1700年の伝統稲作/中国
万年農の人々は古くから伝統的な文化を継承しています。慣習や農具、農産物など多岐にわたる多様性です。万年農では、伝統的な米の生産方法を継承する水田に、治山治水の役割を果たす周囲の森林が、生物多様性の保全に貢献する持続可能な農業環境を形成しています。

J.おん麻の稲作-農具-農具/中国
おん麻の稲作は1000年以上の間に、水田での農業-農具システムを継承している唯一の生物多様性や、土壌の保全、農具の修理、気候への適応などに寄与しています。また、伝統的農業はふるさとや多様な農業の生産と多岐に及び、多くの伝統文化を育んでいます。

14

South East Asia sites(GIAHS)

Existing sites

- Aohan Dryland Farming System, China
- Dong's Rice Fish Duck System, China
- Hani Rice Terraces, China
- Pu'er Traditional Tea Agrosystem, China
- Rice-fish culture, China
- Wannian Traditional Rice Culture, China
- Traditional Agriculture Systems, Koraput, India
- Saffron Heritage of Kashmir, India
- Noto's Satoyama and Satoumi, Japan
- Sado's satoyama in harmony with Japanese crested ibis, Japan
- Ifugao Rice Terraces, Philippines
- Kuttanad Below Sea Level Farming System, India
- Kuajijishan Ancient Chinese Torreya, China
- Xuanhua Traditional Vineyards System, China
- Managong Aso Grasslands for Sustainable Agriculture, Japan
- Traditional tea-grass integrated system in Shizuoka, Japan
- Kunisaki Peninsula Usa Integrated Forestry, Agriculture and Fisheries System, Japan

15

South East Asia sites(GIAHS)

Potential sites

- Alder based rotation and intercropping, Yunnan-China
- Tribal Agricultural Heritage Systems, India
- Traditional Ladakh agriculture, Northern India
- Raika pastoralists of the Thur desert, Rajasthan-India
- Sikkim Himalaya-Agriculture, Sikkim State-India
- Catamaran fishing, Tamil Nadu-India
- Korangadu silvo-pastoral management system, Tamil Nadu-India
- Soppina Bettas Systems, Western Ghats-India
- Tank System, Sri Lanka
- Wewe Irrigation System, Sri Lanka
- Pacific Islands Taro based homegardens, Vanuatu
- Jiaxian Traditional Chinese Date Gardens, China
- Jeju Batdam Agricultural System, South Korea
- Gudeuljangnon Terraced Rice Paddies, South Korea

16

GIAHSは、以下のような動的な保護アプローチを促進

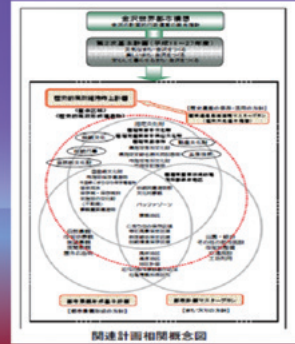
- 食料安全保障と人間の福利を確保しながら、農民がこれまでに築いたシステムと生物多様性を育み、適応させる
- 生物多様性と伝統的な知識をもとの場所で保護すると同時に、保護的な政府政策やインセンティブを支援する
- 食料への権利、文化的な多様性、地元コミュニティや土着の人々の成果を認識する
- 天然資源の管理のため、遺伝資源をもとの場所で保護するという考え方に、関連する伝統知識や地元の慣例を統合していくというアプローチが必要であることを明確にする。これは、物理的変化また社会・経済環境の変化に対し、継続的に適応していくための方法として、農業システムの社会・環境的な回復力及び共進化バランスを強化することによって行われる

日本の世界農業遺産（5地域）

- ① トキと共生する佐渡の里山 新潟県 2011年
- ② 能登の里山里海 石川県 2011年
- ③ 静岡の茶草場（ちゃぐさば）農法 静岡県 2013年
- ④ 国東半島宇佐の農林漁業循環システム 大分県 2013年
- ⑤ 阿蘇の草原と持続的農業 熊本県 2013年
- ⑥ 姨捨（おばすて）の棚田 長野県 申請予定

17

歴史的風致維持向上計画との相乗効果



上位計画、関連計画との連携。

18

広域景観の形態、景観保全に伴う公共団体間の受益と負担の関係による分類

<p>A 広域眺望保全型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特定のランドマークへの眺望景観を保全・活用するケース ○複数の市町村にまたがるケースが多い ○景観の受益と負担の関係が明確 	<p>C 広域シンボル活用型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的なシンボルになっている資源を核とした景観が関係している ○資源を含む複数の市町村が関係している ○目標を共有化して景観形成に取り組む事により、関係市町村が受益者になり得る
<p>B 共有資源活用型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政界にある水面などの資源を含む一体的な領域の景観 ○特定の資源を共有する複数の市町村が関係している ○見る・見られるの関係が発生するため、相互に受益と負担の関係が生じる 	<p>D 広域景観構造形成型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○河川や斜面緑地等、広域的に連続する領域であり、河川流域では、生活文化等に共通点が多い ○資源を含む複数の市町村が関係している

19

石川県景観総合計画

いしかわの山や海の原風景は、一人一人の心に焼きつふるさとの風景である。いしかわには、古の時代から、崇敬され、親しまれてきた白山とそれに連なる山並み、加賀から能登にわたる日本海の海岸線など多彩な地形が織りなす豊かな自然景観や、人々の生活の営みが息づくのどかな里山や田園、落ち着いた風情を醸し出す伝統的な街並みなどの文化的な景観がある。これらは、いしかわ固有の自然と歴史や文化に培われた風土の中で、水々々々々の生活や生業が積み重ねられて形づくられた美しく個性的な景観となっており、まさに、かたがえのない県民共通の誇るべき財産である。

(いしかわ景観総合条例抜粋)



20

滋賀県景観計画

わたしたちのふるさと滋賀は、美しい琵琶湖、そのまわりに広がる田園、これらを取りまき山々、その中に点在するまちや集落の落ちついたたたずまいや多数の歴史的文化遺産など水と緑がおりなす悠々たる自然と、そこで営々と営まれてきた人々の生活とが一体となって、うるおいのある湖国の風景が形づくられてきた。これらの風景は、わたしたちにごころのよりどころと安らぎを与え、ふるさととしての愛着をはぐくんできたものであり、先人がわたしたちに守り育て、伝えてきてくれた滋賀の貴重な資産であるとともに、未来からのあずかりものである。

(ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例抜粋)



21

四万十川流域の文化的景観



『四万十川流域の文化的景観』全覧図
出典 奈良文化財研究所『四万十川流域の文化的景観研究』

22

文化的景観を守るための組織、体制、条例

23

四万十川総合保全機構

四万十川総合保全機構とは

四万十川を流域共通の財産として後世に引き継ぐために、流域8市町村(旧中村市、旧壺川町、横原町、旧東津野村、旧大野見村、旧大正町、旧西土佐村)が一体となって四万十川の清流保全に取り組むこと、平成6年6月に発足した組織です。清流保全の取り組みを推進するための基金「四万十川ファンド」を創設し、その管理・運用を行うとともに、四万十川の清流及び流域の水圏保全のための啓発活動など、流域の住民や各清流保全団体との協力のもとに、総合的な保全活動を推進していきます。

- 構成：高知県内の流域8市町村
四万十市(旧中村市、旧西土佐村)
四万十町(旧壺川町、旧大正町、旧十和田村)
中土佐町(旧大野見村)
津野町(旧東津野村)
横原町
- 会長：四万十町長
- 事務局：(財)四万十川財団事務局内
〒780-0012
高知県高岡郡四万十町榑平町474-1
TEL 0880-29-0200
FAX 0880-29-0201

▼(財)四万十川財団へ



24

25 **流域振興ビジョンの策定 (H22.3)**

A.自然環境について			B.産業について	
1. 森林の保全と活用	2. 河川環境の保全・活用	3. 資源循環型社会づくりの促進	1. 第6次産業(※)の振興	2. 観光産業の振興
① 豊地・豊山の保全 ② 防犯性の促進 ③ 担い手の確保対策 ④ 企業とのパートナーシップ活動の推進 ⑤ 豊かな森林資源の活用	① 生活排水対策 ② 地域における環境保全の取り組み ③ 農林の保全・創造活動の促進 ④ 環境に配慮した改修工法の促進 ⑤ 内水循環促進の振興	① 循環型ライフスタイルの実践 ② 環境意識の向上	① 流通・販路の拡大 ② 担い手の確保	① 観光・交流促進の仕組みの整備・充実 ② 情報発信ツールの利活用

26

C.生活について	D.歴史・文化について	E.地域間交流・情報化について		
1. 生活基盤の整備と確保	1. 歴史的・文化的資源の保全・活用	1. 交通基盤・機能の整備	2. 地域内の組織・仕組みの形成	3. 情報通信網の整備
① 基礎整備・補助事業の活用 ② 施策の見直し・検討 ③ 地域福祉の充実	① 歴史的・文化的資源の保存 ② 郷土文化の継承 ③ 豊かな学習活動の推進 ④ 農村景観を彩ったツリースムなどの整備	① 国・県道などの整備・活用	① 住民の地域づくりに対する参加意識の向上 ② 地域コーディネーターの確保・育成	① デジタルデバイス(※)対策

27

関連文化財群を洗い出し、保存活用方針を決定し、今後のまちづくりの戦略とすることができる
「歴史文化基本構想」

- 「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの。

28

**市町村の発展に
資する計画として導入**

- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)
- 「歴史文化基本構想」
地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想

29

歴史文化基本構想の果たす役割

- 各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことを期待
- 文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待

30

**単に文化財を守るためだけでなく、
今後の地域づくりに資するもの**

- 「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護や活用に関するマスタープランとしての役割を果たす
- 文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることを期待
(文化庁)

31

関連文化財群という考え方

- 関連文化財群とは
有形文化財や民俗文化財のような文化財同士を繋げ、そこに周辺の自然環境や文化財を保存修復する技術、地域の歴史や文化を守り受け継ぐ活動をする人々などを含めて一体的に保存活用するもの。

32

小浜市の歴史文化基本構想前文より

私たちの身の回りには、地域の歴史や特色を表し、古来様々な形態で存在・継承されてきた文化財があります。特に、小浜市・若狭町の地域には文化財に指定されているものが、400件以上を数える全国でも有数の文化財集積地となっています。未指定の文化財を含めると、約650件に上ります。しかしながら、「文化財」といえば何か「硬い」響きで、私たちの暮らしと別世界のように感じていたのではないのでしょうか。その要因の一つは、従来は文化財指定や管理などが国为主体であったことと、個々の文化財の保存活用にとどまっていて、地域全体で文化財の保存や活用の計画を持たなかったことにあります。

中略

「またまた、難しいことを書いてしまいました。要は、「自分たちで自分たちのまちやわらの歴史文化を活かしたまちづくりの構想を創ろう！」ということです。それも、絵に描いた餅ではなく、実現に向けたアクションプランとして…ということです。」

41

③ 食文化計画	保存活用領域	地域中核の食文化振興	三方互利の食文化振興	瀬川流域連携計画
保存活用領域	・豊かな自然・漁村風景を背景として、食文化の振興を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
① 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
② 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
③ 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
④ 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。

42

③ 食文化計画	保存活用領域	地域中核の食文化振興	三方互利の食文化振興	瀬川流域連携計画
保存活用領域	・豊かな自然・漁村風景を背景として、食文化の振興を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
① 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
② 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
③ 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。
④ 食文化振興策	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	・食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。

43

保存活用事業のリストと年度計画は次の通りとする。【小流域】

年度	事業名	実施期間	実施場所	実施内容	実施回数	実施人数	実施費用	実施効果
2018年度	食文化振興策	10月～12月	瀬川町	食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	1回	100人	100,000円	地域の活性化を図る。
2019年度	食文化振興策	10月～12月	瀬川町	食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	1回	100人	100,000円	地域の活性化を図る。
2020年度	食文化振興策	10月～12月	瀬川町	食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	1回	100人	100,000円	地域の活性化を図る。
2021年度	食文化振興策	10月～12月	瀬川町	食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	1回	100人	100,000円	地域の活性化を図る。
2022年度	食文化振興策	10月～12月	瀬川町	食文化の振興を通じて、地域の活性化を図る。	1回	100人	100,000円	地域の活性化を図る。

44

④ 御食国の新たな創出に向けた食文化と関連産業への展開

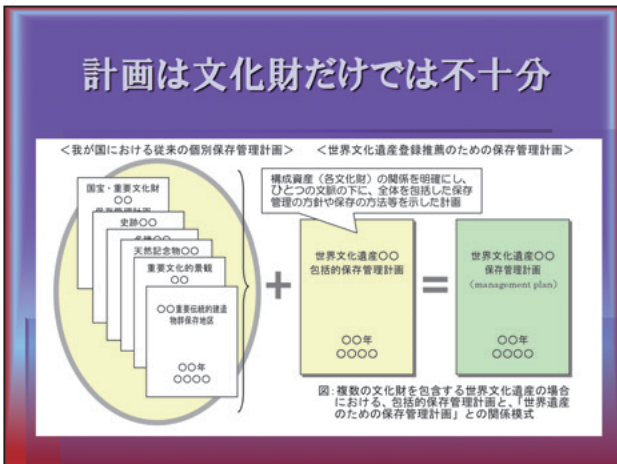
- 伝統食から新しい食の創出を探る

伝統的食材の保存復活運動（鯖・葛・三方五湖淡水魚など）と連携し、その活用事業を検討する。新規に開発される特産品についても、新たな食文化の一端を担うものとして歴史的意義を価値づけて普及啓発する。新たな食文化の創出は、御食国の発展につながるため積極的に歴史的裏付けから支援し、産業界への展開を図る。過去の、多様な漁業の方法も、まちづくりの観点から再興することも考える。
- ⑤ 食文化・古来の文化交流を基軸とした広域への展開

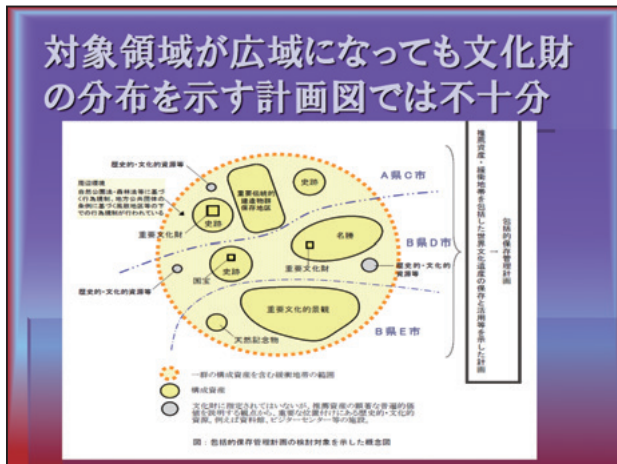
御食国は、小浜・若狭のみならず、旧若狭国全域に広がる歴史であり、今後の連携事業や計画範囲の拡大を推進する。また京や近隣地域、日本海側諸地域、さらには従来の歴史と現代の海を越えた韓国や中国などとの取り組みを礎にしながら、東アジアとの連携も深めていく。
- ⑥ 地域学習における食の教育への展開

歴史文化の学校教育（ゆとり教育など）や社会教育（集落活動、地区公民館活動など）による学習体験から地域に誇りを持ち、第一次産業の体験から調理までの継続的学習による食育を展開・支援し、御食国若狭の創造的発展を担う次世代の育成に努める。

45



46



47

計画のあり方

- 土地利用
- 土地所有
- 生業の担い手の現状
- 今後の生業等の持続のための戦略
- 資金調達
- 事業スキーム
- 時間軸をもった段階的計画実現
- 計画評価
- 戦略をもった横断的な推進体制

48

ご清聴ありがとうございました。